



Child Safe Code of Conduct

子どもの安全に関する行動規範

1. 目的

本行動規範は、教師・スタッフ・ボランティアなど、本校の活動を通じて子どもと関わるすべての人に対して、子どもと接する際に求められる行動基準を示すものです。

この規範の目的は、すべての子どもが **安全で尊重され、安心して学べる環境** を守ることで

2. 適用範囲

本行動規範は以下の人に適用されます。

- 教師・アシスタント
- ボランティア
- 事務スタッフ
- 運営委員
- 代講講師・契約者

また、以下のすべての活動に適用されます。

- 教室での授業
- オンライン授業
- 学校行事・文化イベント
- 校外活動
- 子どもや保護者とのコミュニケーション

3. 求められる行動（適切な行動）

子どもへの尊重

- すべての子どもを **尊重・公平・誠実に扱う**
- 子どもの文化、言語、宗教、背景の違いを尊重する

適切な距離（プロフェッショナル・バウンダリー）

- 子どもとの関係において **適切な距離感** を保つ
- 子どもへの身体的接触は必要最小限かつ明確な理由がある場合のみ
- できる限り **他の大人から見える状況** で子どもと関わる

安全と監督

- 活動中は **適切な監督（supervision）** を行う
- 学校の子どもの安全に関するルールを守る

子どもの声を尊重

- 子どもが **意見や不安を安心して話せる環境** をつくる
- 子どもの話を真剣に聞く

コミュニケーション

- 子どもに対して **適切で礼儀ある言葉** を使う
- 学校が認めた方法でのみ連絡を行う

4. 禁止される行動（不適切な行動）

以下の行為は禁止されています。

不適切な関係

- 生徒と 個人的・親密な関係 を築くこと
- 特定の子どもを 特別扱いすること

不適切な身体接触

- 必要のない身体接触
- 誤解を招く可能性のある接触

子どもと二人きりになる状況

- 密室など 閉ざされた場所で子どもと二人きりになること

不適切な言動

- 暴言、侮辱、差別的な発言
- 子どもを 脅す・恥をかかせる・威圧する 行為

オンライン・SNS・写真／動画

- 個人の SNS アカウントで生徒と連絡すること
- 学校活動と関係ない個人的なメッセージを送ること
- 個人デバイスで許可なく子どもの写真・動画を撮影すること
- 許可なく子どもの画像を SNS に投稿すること

5. 身体接触のガイドライン

身体接触は次の条件を満たす場合のみ認められます。

- 活動上 必要で適切な場合
- 尊重と配慮をもって行われる場合
- 子どもが 不快に感じないこと

身体接触は 罰やコントロールのために使用してはいけません。

6. 子どもの安全に関する報告

子どもの安全に関する懸念がある場合、
すべての教師・スタッフ・ボランティアは **報告する義務** があります。

報告先：

Child Safety Officer（子どもの安全担当）または**学校運営委員長**

必要に応じて以下の機関へ報告される場合があります。

- NSW Police
- Department of Communities and Justice (DCJ)

子どもが差し迫った危険にある場合は **000（緊急通報）** に連絡してください。

7. 規範違反への対応

この行動規範に違反した場合、状況に応じて次の対応が取られます。

- 指導・研修の実施
- 注意または警告
- 活動への参加停止
- 関係機関への報告

子どもへの様々な危害・虐待の種類

心理的虐待(情緒的虐待)

いじめ、威圧的または攻撃的な言動、脅迫、侮辱、無視や孤立、家庭内・家族暴力への曝露など。

身体的虐待

押す・突く・殴る・叩く・蹴るなどの体罰、怪我・火傷・窒息・打撲を引き起こす行為。

性的虐待

子どもへの性的な接触、グルーミング、児童虐待素材の製作・配布・所持など。

グルーミング

子どもやその保護者・教師などを操作し、信頼関係を築いた上で後に性的虐待を行うことを目的とした一連の行動。

不適切行為(Misconduct)

虐待にまで至らなくても、虐待の兆候であり行動規範に反する行為。

例:不適切な画像を見せる、性的な会話、子どもを膝に乗せる等。

適切なケアの欠如(放置・ネグレクト)

監督不足、栄養・衣服・住居・教育・医療の提供不足。

報告対象となる行為(Reportable Conduct)

刑事責任の有無を問わず、以下の行為を含む: (a) 性犯罪

(b) 性的不適切行為

(c) 子どもへの不当な扱い

(d) 子どもの放置

(e) 子どもへの暴行

(f) Crimes Act 1900 の 43B または 316A の違反

(g) 子どもに重大な心理的・情緒的損害を与える行為

SSSJ(Sydney Saturday School of Japanese)における許容される行動(I will)

- 子どもすべてに敬意をもって接する
- 子どもの権利を尊重し、常にその利益を最優先する
- 子どものニーズを意思決定の中心に置く
- 子どもの意見を傾聴し、適切に対応する
- 家族や保護者を歓迎し、子どもの安全に関する意思決定に参加してもらう
- 多様性を尊重し、障がいのある子どもを含む全ての子どものために安全で包括的な環境を推進する
- SSSJ の子ども安全方針・手順・実務を遵守する
- 子ども安全に関する必須研修を受講する
- 子どもとのオンライン連絡には必ず保護者を含める

- 子どもを送迎する際は、可能な限り大人 2 名が同乗する、または組織と保護者の合意を得る/子どもが 1 人の場合は必ず後部座席に座らせる
- 時間外の子どもの接触については正当な理由があり、保護者への共有および SSSJ への報告を行う
- 子どもの危害や虐待を防止し、懸念・申し立てを適切に報告する
- SSSJ 外の子どもの関係など利益相反を報告する
- 子どもの安全に関するリスクを発見した場合は Child Safety Officer または運営委員長に報告する
- 子どもからの虐待告知を真剣に受け止め、適切な手順で対応する
- 行動規範の違反や懸念行動があれば直ちに報告する
- 子どもとその家族のプライバシーを尊重し、子ども保護に関する情報を守秘する

許容されない行動(I won't)

- 心理的・身体的・性的虐待、グルーミング、不適切行為、ケアの欠如などを容認・関与する
- 子どもの虐待の疑いを無視する
- 虐待の問題を誇張または軽視する
- 子どもを継続的に批判・侮辱する
- 差別的・攻撃的な言動をする
- 言葉による暴力・恐怖を与える行為
- 子どもの交友を意図的に妨げる
- 不要かつ不適切な接触を行う
- 子どもと単独で行動する(適切なリスク管理がない場合)
- 時間外に子どもと連絡を取る
- 子どもと秘密のオンライン連絡を行う
- 保護者の許可なく贈り物・利益供与を行う
- 子どもに性的な話題を共有する
- 性的・暴力的または不適切な画像を見せる
- 個人デバイスで許可なく子どもの写真・動画を撮影する
- 許可なく子どもの画像を SNS に投稿する
- 子どもの虐待を知りながら警察などに報告しない

懸念行動(Concerning Behaviours)

単体では行動規範違反にならない場合でも、組み合わせるとグルーミングの兆候となり得る行動例:

- 特定の子どもだけを特別扱いする
- SSSJの許可なく子どもをベビーシッターする
- 正当な理由なく SSSJ 外で子どもの生活に関与する
- 専門的境界を越える行動
- 子どもと二人きりになること
- 子どもと過度に親しくなり、成人よりも子どもと過ごすことを好む行動

内部および外部への報告義務

すべての職員およびボランティアは、当校の「子ども安全報告方針(Child Safe Reporting Policy)」に従うものとします。

方針は以下で閲覧できます:

[Child Safe Policy – Sydney Saturday School of Japanese](#)

子どもを守るために報告しないことの刑事罰

以下に該当する場合、NSW Police、Children’s Guardian、コミュニティ&司法省への報告が必要となる場合があります:

- 子どもの虐待を知っていながら警察に報告しない
- 子ども関連業務に従事する者が虐待リスクを減らす措置を怠る

報告の必要性に不明点がある場合は、Child Safety Officer / 学校運営委員長に相談すること。

行動規範違反への処分

犯罪に該当しない場合でも、行動規範の違反は以下の懲戒処分の対象となり得ます:

- 監督の強化
- 配置転換
- 追加研修の指示

- 停職
- 解任またはサービスからの除外

懸念行動に関して

懸念行動のパターンが見られる場合、追加監督・研修が実施されます。
改善がない場合は、配置転換、停職、または解任が行われることがあります。

8. 承認 (Approval)

承認者：丹羽緑、平岡千恵、小沢はるな
役職：学校共同運営委員長
日付：28/03/2026